

大学生におけるデート暴力の被害 —被害の測度と発生状況に着目して—

小 俣 謙 二

1 問題

近年我が国においてもドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence, DV: 配偶者間に加えて元配偶者, あるいは内縁関係の相手からの暴力行為) やデート暴力¹⁾ (Dating Violence, DaV: 恋人間, 交際相手からの暴力行為) など, 親密な二者間での虐待や暴力被害が問題とされるようになってきた(小西, 2001; 草薙, 2004; 日本 DV 防止・情報センター, 2007; 瀧田, 2009など)。これらは親密な相手からの暴力という意味でパートナー暴力 (Partner Violence, PV) あるいは Intimate Partner Violence (IPV) と総称される(小西, 2001; Langhinrichsen-Rohling, 2010; Ross & Babcock, 2010; 荒井, 2016など)。PVのうち, 未婚の相手の間での PV であるデート暴力(以下, DaV) については我が国においても関心が高まり, 多くの研究がなされてきた。しかし, これまでの DaV 研究, とくにわが国の研究を概観するといくつかの残された問題が存在する。

まずひとつは, DaV の測度に関するものである。赤澤(2016)もわが国の DaV 研究の review をおこなう中で, 研究の問題点として測度・尺度の問題を指摘している。赤澤も, 測度が研究者間で共通化されていないため, 研究結果の比較が困難となっていることを指摘している。しかし, 赤澤では「暴力」の定義が明確にされていない。暴力の定義から考えるべきという主張は上野(2014)によってもなされているが, 操作的指標として測度を捉えるなら, まず, 暴力という概念の定義を明確にする必要がある。しかし, Heitmeyer & Hagan (2003) と Imbush (2003) が述べているように, 誰もが日常的に用いているにもかかわらず, 暴力の定義はきわめて曖昧である。とはいえ, 研

究者の定義を比較すると, ある程度の共通特性が見えてくる。たとえば, Krahé (2001) はそれまでの議論を踏まえて, 暴力を「激しい身体的な攻撃」と述べている。また, 大淵(2001)は攻撃が「対象に対して危害(筆者注: 物理的損害, 身体的苦痛や損害, 心理的苦痛, あるいは脅しなど)を加えることを意図して行われる」行為であるのに対して「対象に物理的あるいは身体的危害をもたらす行為」が暴力である, としている。さらに, 佐々木(1996)も「運動行為的側面を持つ攻撃」と定義している。また, わが国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(配偶者暴力防止法)においては「配偶者からの暴力」とは, 配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい」と定義され, 攻撃の中でも身体的なものであり, 不法なものであるとしている。しかし同法ではこれに加えて, 心身に有害な影響を及ぼすレベルの攻撃を加えている。その意味では, 激しい攻撃的行為といえる。一方, 暴力的犯罪としては, Adler, Mueller, & Laufer (2004) は「被害者に対して脅しや力の行使」からなる行為として「殺人」「身体的傷害を惹き起すような暴行」「虐待」「レイプと性的暴行」「誘拐」「強盗」などを挙げている。Walsh & Ellis (2006) も暴力的犯罪行為として「殺人」「レイプ」「強盗」「加重暴行」を挙げている。このようにみると, 暴力は被害者に「非合法的・反社会的な激しい身体的危害あるいは性的危害を加える行動」と理解できよう。性的暴力も「身体」に対する加

害であることを考えれば、暴力は、攻撃行動のうちの「より激しい」「身体的危害」を加える行為、といえる。さらに言えば、攻撃には自己防衛や捕食目的で相手に危害を加える「適応的」側面も含まれるが、暴力にはそういった側面はなく、したがって非合法的、反社会的、あるいは社会通念上許されない行為、といった色彩が強い、ともいえる。

このように、暴力としては主に「激しい身体的攻撃」と「性的暴力」と理解できるが、DVやDaVを含むパートナー・バイオレンス(PV)ではそれらに加えて言語的「暴力」、行動制約や監視である社会的「暴力」、金銭的に搾取する、あるいは生活費をパートナーに与えないなどの経済的「暴力」、要求を受け入れなければ交際をやめるなどの言語的「脅迫」、物を破壊することで相手に恐怖感を与えるなどの破壊による「脅迫」など、広範囲な行為を含んでいる(e.g., 小西, 2001; 草薙, 2004; 政府広報オンライン, 2014; 内閣府男女共同参画局, 2015; 須賀, 2015など)。それらのうち、大きな心理的苦痛をもたらす言語的暴力や脅迫は上に述べた社会心理学に用いられる甚大な被害をもたらす攻撃行動という意味での暴力ともいえるが、それ以外は暴力という語に含まれる「激しく」「甚大な」被害、非合法的行為というニュアンスは強くない。その意味ではそうした行動も暴力としてとらえ、DaVの発生状況を論じることには議論もあろう。

このように、さまざまな行為が暴力として測定されているが、その際、わが国の多くの研究では、個々の加害行動単位でその有無、頻度を測定している。しかし、ひと組の交際ペアの場合でも、加害行動が1種類とは限らないことは十分考えられる。ある場面では激しく相手を侮辱する言語的攻撃をおこなうが、他の場面では相手に身体的危害を加えることもある。とくに、そういった行為が相手を支配、統制しようというなどとの何らかの目的をもつものであるとすれば、場面に応じて様々な発現形態をとるはずである。換言すれば、個々の行動の頻度は少なくとも、複数の加害行為

が加えられることが考えられる。そうであれば、1人の被害者について複数の行動に亘って発生状況を調べる必要がある。しかし、多くの研究では分析は行動単位でとどまっている。したがって本研究では、個々の加害行動の頻度に加えて、1人の被害者について複数の行動の発生状況についても検討することとした。

これと関連して、頻度の問題もある。多くの場合、当該行為の頻度を尋ねていないか、尋ねても分析において「有無」で纏めている(e.g., 深澤・西田・浦, 2003; 横浜市市民活力推進局, 2008; 内閣府男女共同参画局, 2012; 良と小堀, 2013; 西村, 2013; 笹竹, 2014)。その様な場合、レイプや激しい傷害といった暴力行為は別として、言語的攻撃や社会的制約、経済的搾取などは1・2回では諍いなどとの区別が難しい。あるいは、研究者が「暴力」ととらえていても、当該者(とくに被害側に該当する者)にとってはそういった認識はないものもある。例えば本研究でいう社会的制約に該当する「髪型・服装の指定」や「日に何度もメールを送る」「メール履歴を見る」などは、大学生は「あまり暴力とは思わない」「どちらでもない」という評価をしている(横浜市市民活力推進局, 2008; 松野と秋山, 2009)。したがって、頻度を尋ねることなく、これらを「暴力」被害に含めるのは問題がある。しかし、こうした比較的「激しくない」行動でも、それが日常的に起きるような交際関係では、それらは「支配」や「虐待」的関係の指標になるかもしれない。また、平手で叩くような行為についても同様のことが言えるかもしれない。すなわち、「叩く」強度によっては「暴力」というほどの激しいものではないという指摘も可能である。とくに、女性が平手で叩くような場合にはそうしたことがいえるかもしれないし、叩く場所によっても暴力性は異なることも考えられる。しかし、平手で叩く行為が日常的に行われれば、叩かれた側の心理的苦痛も大きく、「激しい身体的攻撃」に近い状態となり、「暴力」行為とみなすことも可能となる。また、1度の言語的な侮蔑や脅迫、叩くといった行為をもって暴

力被害とすると、DaV や DV を実際以上に過大評価する危険性が生じる危険性がある。このように考えるなら、行為の頻度がその行為の性質を把握する重要な指標となると思われる。換言すれば、当該行動が日常的に反復継続される被害であるか否かを明確にした実態把握が必要であろう。本研究ではこの点についても考慮する。

もう一つは、虐待的行為や暴力が生じた場面の明確化である。同じ「叩く」という行為でも、あるいは「相手への言語的侮辱」でも、相手からの攻撃に対する防衛手段や反撃（売り言葉に買い言葉）としての行為であれば、それは暴力の持つ「反社会性」や「社会的通念から許されない」というニュアンスはかなり軽減される。あるいは男性からの理不尽な要求に抵抗するために女性が平手などで相手を叩く場合もあろう。たとえば、叩いたり怒鳴ったり物を投げたりする行為は男性の方で被害率が高いということも指摘されている（赤澤・井ノ崎・上野・松並・青野, 2011; 井ノ崎・上野・松並・青野・赤澤, 2012; 西村, 2013）。葛藤解決方略尺度を用いた Morinaga, Frieze, Li, Aono, You, & Kasai (2011)の研究においても、若干の文化差はあるものの、会話を拒否、意地悪を言うなどの言語的攻撃は日本や台湾では女性の方が多かった。また、押しつつかんだりする行為も女性に多かった。行為の文脈を無視してこうした結果をみれば、女性でも DaV の加害者になることはよくあるという議論になるかもしれない。このような判断については上野(2014)も慎重であるべきだと指摘している。ただ、本研究においても、加害者としての女性の可能性を否定するものではないことを強調しておく。また、赤澤(2016)は暴力の双方向性を指摘している。その可能性は否定しないものの、いずれかの行為は自らを防衛する目的でなされている可能性もある。これらを明らかにするためには、当該行動の発生した「文脈」すなわち状況・場面を考えた質問にする必要がある。しかし、どういった状況・場面で DaV が起きるかを前もって規定することは困難である。しかし、DV・DaV 研究では一定の状況が指摘さ

れている。たとえば DaV は、被害者（多くは女性）が加害者（多くは男性）に対して自立的、自己主張的に振舞う状況でおきることが多い(e.g., Gedatus, 2000)。こうしたことを考えると、そういった文脈、すなわち発生場面での DaV 的行為の把握が不可欠であることが分かる。しかしながら、そういった文脈、発生場面に着目した調査はほとんどない。

本研究は以上の2点に留意した質問項目を用いて、女子大学生における DaV 被害の実態把握を目指すこととした。

2 方法

調査協力者：回答者は A 県内の2大学の女子大学生135名のうち、有効回答の得られた123名(平均年齢19.5歳: sd=2.272: 18-36)であった。

手続き：DaV 被害に関する質問紙を授業中に配布し調査への協力を依頼した。調査用紙を配布する前に、協力者に「回答は任意であり、強制ではないこと」「回答は匿名であり、回答は数値化され、統計処理を行うのでプライバシーは守られること」「被害体験を聞くためにつらいことを思い出させるかもしれないこと」への謝罪と「不快な質問には回答を拒否できること」などを伝え、回答を求めた。質問紙の配布時には「協力依頼」と口頭での説明とほぼ同じ内容の説明文とプライバシー保護、匿名性の確保のために「回答の封筒への封入と密封方法」などの説明を書いた協力依頼紙と密封するための両面テープを貼った封筒も一緒に配布した。回答した質問紙はこの封筒に密封したうえで提出するように教示した。

質問紙の構成：今回分析した質問項目は以下の通りであった²⁾。

1) デート・バイオレンス(dating violence)という言葉の知識の有無（言葉も内容も知っている、内容は知らないが言葉は知っている、言葉も内容も知らない、の3択）。

2) 現在の交際相手の有無（交際期間については無回答がかなり見られたため、分析から外した）。

3) 過去の交際相手の有無（複数の交際経験があ

る場合、交際期間がどの交際に該当するのか特定できないため、分析から外した)。

4) 場面ごとの DaV・DaV 的行為の被害経験：具体的には特定の交際相手について以下の項目について尋ねた(交際経験が2度以上で、相手が複数いる場合は、最も乱暴だったパートナーについての回答を求めた)。

4-1) 交際期間中に後述する4種類の場面ごとに
 ①言語的侮辱：「ばか」「ブス」など大声で侮辱したり、ひどい言葉でののしったりした、②会話拒否：「もう口を利かない」などと言って会話を拒否した、③言語的脅迫(関係断絶)：「いうことを聞かなければ、別れる」など、関係を終わらせるようなことを言った、④行動の制約：「いうことをきかなければ、〇〇をさせない」など、あなたの行動を制約した、⑤身体的暴力のそぶりによる威嚇：殴る、叩くなどのふりをした、⑥身体的攻撃(平手でたたく)：平手でたたくなどをした、⑦物の破損：物を投げたり、蹴り飛ばしたりするなど、物を乱暴に扱った、⑧身体的暴力(殴る蹴る)：あなたを、殴ったり、蹴ったりした、⑨身体的暴力(その他)：そのほかの、身体的な暴行をあなたに加えた、の9種類の行為の頻度を尋ねた。回答は「1度もない」、「1・2度あった」、「何度もあった」の3択で、頻度はそれぞれ0, 1, 3と、得点化した。

4種類の場面は DaV の事例でしばしば取り上げられる、①望まない行為の強制：あなたが望まないことを、パートナーがやらせようとした、②パートナーの知らない友人(同性も含む)との交友：あなたが、パートナーの知らない友人(同性も含む)と遊びに行ったりした、③相手の行動の中止要請：パートナーが、あなたの嫌いな行為(たとえば「つばを路上にはく」)をやめるように、あなたが頼んだ、④口論で言い負かす：パートナーと言いいいになって、あなたが優勢になった、の4場面である。これらはいずれも、①がパートナーによる支配、②は回答者がパートナーから自由にふるまう、③と④は回答者がパートナーと対等または優位にたつ場面とも理解できる。こ

れらの場面が交際期間中にあったか否かを3段階で尋ね、それぞれ「1度もない=0」、「1・2度あった=1」、「何度もあった=3」と得点化した。そして、各場面で上記の9種類の行為の起きた頻度を尋ねた。

4-2) その他の DaV 的行為の有無として、次の5種類の被害が交際期間中におきた頻度を尋ねた。なお、ここでは場面を特定していない。5種類の行為は①メール使用の統制(社会的強制)：携帯電話やメールの通信内容を教えるように強制されるか、パートナー以外の男性のアドレスを消すように求められた、②遅刻に対する暴力：約束の時間に遅れたときに、ひどい言葉で侮辱された(または暴力をふるわれた)、③言語的侮辱：パートナーから「自分(パートナー)がいなければ、おまえなんか、何もできない」など、言われた、④暴力を伴う非難：あなたとケンカしたときに、あなたに原因があると言葉や暴力で責められ、怖い思いをした、⑤強制的性行為：あなたが嫌がるのに、無理やり性行為をされた、の5つの行為である。これらについて頻度を3択で尋ねた。回答は「1度もない」、「1・2度あった」、「何どもあった」の3択で、それぞれ0, 1, 3と、得点化した。

4-3) 別れようという意思の有無と頻度：あなたは、そのパートナーと「別れよう」と考えた時がありましたか。これについて「1度もない」、「1・2度あった」、「何どもあった」で頻度を尋ね、それぞれ0, 1, 3で得点化した。

4-4) 現在の関係：あなたはとそのパートナーの関係は現在どのようになっていますか(「別れた」「現在も付き合っている」の2択)

調査期間：調査は2012年から2013年に亘り実施した。

3 結果

有効回答者123名のうち、現在または過去にパートナーがいた学生は95名(77.2%)であった。以下、被害に関する結果はこの95名を分析対象としたものである。

表 1 DaV 的行為が起きやすいとされる 4 場面の体験率 (N=95)

	行為強制（望まないことをパートナーがやらせようとした）	交友（パートナーの知らない人と遊ぶ）	行動中止要請（相手に行動をやめるように言う）	言い負かす（口論で言い負かす）
ない	66.3	33.7	61.1	57.9
1・2度	23.2	15.8	25.3	24.2
何度も	10.5	50.5	13.7	17.9

1) 経験した場面と、そこでの被害の有無とその内容：

まず、4つの場面のうち、回答者が最も多く体験していたのは「パートナーの知らない友人（同性も含む）と遊ぶ」であり、66.3%が「1・2度」または「何度も」あったと回答した（表 1）。その他の場面は33.7%から42.1%が経験したが、「望まないことをパートナーがやらせようとした」は最も低く、「何度も」あったのは10%レベルであった。

次に、これらの場面ごとに、9種類の DaV および DaV 的行為である言語的侮辱、会話拒否、脅迫（関係断絶）、行動制約、威嚇（素振り）、身体的攻撃、威嚇（物の破損）、身体的暴力（殴る蹴る）、身体的暴力（その他）について述べる（表 2）。

①「望まない行為の強制」場面では「物の破損」で「1・2度」あったが13人（13.7%）いたほかは「1・2度」はひと桁（3.2%-9.5%）であった。ただし、「会話拒否」と「言語的脅迫（関係断絶）」といった言語的な対応が8人、7人と、相対的に多かった。DaV としてみた場合、問題となる「何度もあった」という行為は「言語的侮辱」（4人）、「会話拒否」（4人）、「言語的脅迫」（3人）「行動制約」「威嚇（暴力のふり）」「その他暴力」が1人ずつあった。「物の破損」で3人が「何度もあった」と回答した。ただし、複数の行為が「何度もあった」のは6名（6.4%）で、3つ以上の行為が「何度もあった」のは3名（3.2%）であった。

次に②「パートナーの知らない人と遊ぶ」という場面は66.3%の回答者が「1・2度」または「何度も」していた（表 1）。それに対して「何度も

あった」というパートナーの行為は「会話拒否」だけで、それも2名であった。この場面で DaV 的な行為が何もなかったのはいずれの行為でも97%以上であり、この場面では DaV 的行為はあまり起きないといえる。

次に、③「相手の行動の中止を要請」は38.9%の回答者が「1・2度」または「何度も」経験している（表1）。これに対してパートナーから受けた DaV 的行為は多くが「1・2度」あったという程度で、「何度もあった」というのは1人の回答者が「会話拒否」と「言語的脅迫（関係断絶）」の両方を受けただけであった。ちなみに、「1・2度」あった行為で最も多くの回答者が「あった」と回答したのは「物の破損」で、6名（6.3%）がそのように回答した。

最後に、④「口論で言い負かす」場面であるが、これを体験したのは42.1%であった（表1）。この場面でも「何度も」特定の DaV 的行為があったと回答したのは4名（4.2%）のみであった。最も多く現れたのは「会話拒否」で、「1・2度」が7名（6.5%）、「何度も」が1名（0.9%）であった。ちなみに「威嚇（暴力ふり）」「身体的暴力」といった激しい暴力的行為はなかった。ここでも「物の破損」は「何度もあった」という回答が3名（3.2%）あった。

このように、回答者がパートナーの支配を受けたり、逆に自立性を示したりする場面は、その内容によっては交際経験者の半数以上が経験しているが、交際経験者に対する比率で見ると「何度もあった」という DaV とみなせるような被害は少ないといえる。その中で相対的に比率が高い

のは言語的手段による侮辱や禁止・制約と物の破損である。一方、繰り返し被害を受けるとまではないが、「1・2度あった」というレベルでは行為と場面によっては10%を超える行為もあった。

表2 場面ごとにみた各 DaV 的被害の発生頻度とその回答者の百分率(N=95)

() 内は、その場面を経験した回答者数 (N で示した数) に占める百分率

被害内容/場面	行為強制 (N=32)	交友 (N=63)	行動中止要請 (N=37)	言い負かす (N=40)
言語的侮辱	91.6% (75.0%)	96.8% (95.2%)	97.8% (94.6%)	97.9% (95.0%)
・なし	4.2 (12.5)	3.2 (4.5)	2.1 (5.4)	1.1 (2.5)
・1・2度	4.2 (12.5)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	1.1 (2.5)
・何度も				
会話拒否	87.4 (62.5)	93.7 (90.5)	97.9 (94.6)	91.6 (80.0)
・なし	8.4 (25.0)	4.2 (6.3)	1.1 (5.4)	7.4 (17.5)
・1・2度	4.2 (12.5)	2.1 (3.2)	1.1 (5.4)	1.1 (2.5)
・何度も				
言語的脅迫 (関係断絶)	89.5 (68.8)	96.8 (95.2)	97.9 (94.6)	95.8 (92.5)
・なし	7.4 (21.9)	3.2 (4.8)	1.1 (2.7)	3.2 (5.0)
・1・2度	3.2 (9.4)	0.0 (0.0)	1.1 (2.7)	1.1 (2.5)
・何度も				
行動制約	89.5 (68.8)	94.7 (92.1)	94.7 (86.5)	93.7 (87.5)
・なし	9.5 (28.1)	5.3 (7.9)	5.3 (13.5)	6.3 (12.5)
・1・2度	1.1 (3.1)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
・何度も				
威嚇 (暴力のふり)	95.8 (87.5)	97.9 (96.8)	98.9 (97.3)	100 (100)
・なし	3.2 (9.4)	2.1 (3.2)	1.1 (2.7)	0.0 (0.0)
・1・2度	1.1 (3.1)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
・何度も				
身体的攻撃 (叩く)	94.7 (84.4)	97.9 (96.8)	98.9 (97.3)	98.9 (97.5)
・なし	5.3 (15.6)	2.1 (3.2)	1.1 (2.7)	1.1 (2.5)
・1・2度	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
・何度も				
物破損	83.2 (50.0)	91.6 (87.3)	93.7 (83.8)	93.7 (85.0)
・なし	13.7 (40.6)	8.4 (12.7)	6.3 (16.2)	3.2 (7.5)
・1・2度	3.2 (9.4)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	3.2 (7.5)
・何度も				
身体的暴力 (殴る蹴る)	95.8 (87.5)	98.9 (98.4)	98.9 (97.3)	100 (100)
・なし	4.2 (12.5)	1.1 (1.6)	1.1 (2.7)	0.0 (0.0)
・1・2度	1.1 (3.1)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
・何度も				
身体的暴力 (その他)	92.6 (78.1)	96.8 (95.2)	98.9 (97.3)	97.9 (95.0)
・なし	6.3 (18.8)	3.2 (4.8)	1.1 (2.7)	2.1 (5.0)
・1・2度	1.1 (3.1)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
・何度も				
「何度でもあった」被害 の数 (回答者の率)				
・なし	91.6 (75.0)	97.9 (96.8)	98.9 (97.3)	95.8 (90.0)
・1	2.1 (6.3)	2.1 (3.2)	1.1 (2.7)	2.1 (5.1)
・2	3.2 (9.4)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	2.1 (5.1)
・3	3.2 (9.4)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)

また、社会心理学で暴力とされることの多い身体的暴力は少なく、あっても「1・2度」であり「何度も」という被害は1例しかなかった。また、暴力とまで行かなくても、叩くなどの身体的攻撃も「1・2度」であり「何度も」という被害はなかった。

次に、それぞれの場面ごとに被害状況をみてみる。まず、被害ごとに「1・2度あった」または「何度もあった」回答者数とそれが交際経験者95名に占める比率をみた(表3)。表3をみると、一度も被害を受けたことのない回答者は72.6%~91.6%であった。一方、被害が一つでもあった回答者の比率を4つの場面で比較すると、比率は場面間で有意に異なった($\chi^2_{(3)}=19.636, p<0.001$)。すなわち、被害は「嫌な行為を強制する」場面が多いことが分かる。逆に、パートナーに回答者が嫌だと思う行為をやめるよう要請する場面では被害が少ない。

以上の結果は、その場面を経験したことのない回答者も含めた分析であるが、その場面を経験した回答者に対する被害経験者の比率を見ることもできる。それが表2の()内の数値である。これをみると、当然ではあるが「行為強制」場面での被害発生率が高いことがわかる。ここで注意したいのは、前述したように、「行為強制」場面では、個々の被害を受けた回答者の比率がかなり高くなる点である(表2)。なかでも、物の破損は「行為強制」場面で「1・2度あった」と「何どもあった」を合わせて半数の回答者が経験している。また、会話拒否も38%、言語的脅迫(関係断絶)も31%とおよそ3人に1人が経験している。さらに、叩くなどの身体的攻撃、殴る蹴るといった身体的暴力やその他の身体的暴力も、「行為強制」場面では他の場面と比較して高く、10%以上の発生率である。しかし、「行為強制」は発生頻度が30%で(表1)、4場面中最も低い。このことを考え合わせると、相手に行為を強制して、拒否される場面はあまり多くはないが、そうしたことが起きると他の場面に比してパートナーがDaV的行動をとりやすいことを示唆していると思われる。

2) その他、特定場面に限定しないDaV的被害:

次に、その他の、場면을限定せずに尋ねた5種類のDaV的被害について検討した。まず、交際経験者に対する比率でみると、図1に示したように、メールの統制が最も多かった。一方、場면을限定して尋ねた際には暴力的被害が「何どもあった」という回答者はほとんどいなかったが、場面に限定せずに尋ねると、「強制的性行為」では「1・2度あった」が11.6%、「何どもあった」も6.3%と被害経験が回答され、同じく「暴力を伴う非難(暴力的非難)」でも「1・2度あった」が11.6%、「何どもあった」も6.3%と、「何どもあった」という回答が現れ、「1・2度」という回答も10%を超えていた(図1)。

5種類のDaV的被害について、被害の頻度を被害の種類で比較するために、「なし=0, 1・2度=1, 何ども=3」と尺度化した頻度を用いて平均値を比較した。その結果、平均頻度は、「メール統制」では0.47(sd=0.977)、「遅刻に対する暴力」では0.03(0.176)、「言語的侮蔑」では0.10(0.463)、「暴力を伴う非難」では0.31(0.773)、「強制的性行為」では0.31(0.773)であった。分散分析の結果、行為の主効果は有意であった($F_{(4)}=5.065, p<0.001$)。Bonferroniの方法による多重比較をみると、「メール統制」が「遅刻に対する暴力」、「言語的侮蔑」よりも有意に多く($p<0.01$)、「遅刻に対する暴力」と「言語的侮蔑」が他の3つのDaVよりも少ないことが分かる。

3) DaV的被害の多様性と反復性に関する分析:

以上の分析は個々のDaV的行為についてみた結果であるが、1人の回答者が複数の被害を受けているという被害の多様性は十分に考えられる。また、個々の場面での被害は少なくても、複数の場面で被害を受けたり、特定のDaV的行為を何ども受けるという、被害の反復性も十分に考えられる。次に、それらについて検討した。

まず、1人の回答者が複数の被害を被害の多様性をみるために、1人当たり何種類の被害を受けているかを場面間で比較したのが表3である。平

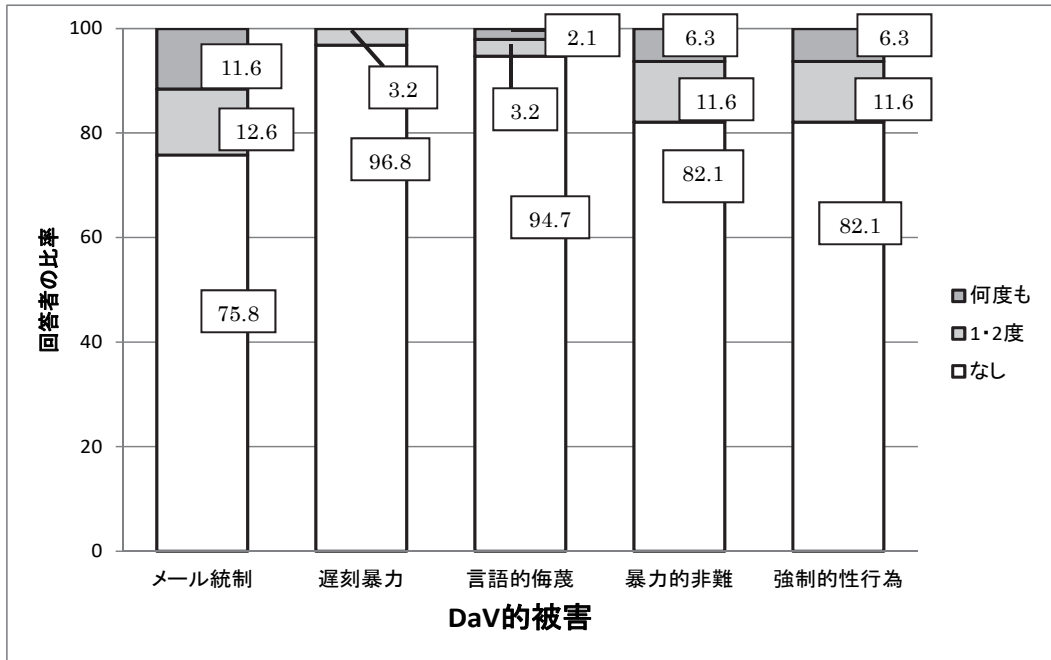


図1 場面を特定せずに尋ねた DaV 的被害の被害率 (N=95)

均被害数を場面間で比較した結果、有意に場面間の主効果が確認され ($F_{(3)}=3.121, p<0.05$)、多重比較 (Bonferroni) をみると、「行為強制」と「行動の中止要請」の間に有意な差が確認された ($p<0.05$) (表3)。全体的な傾向としては、「行為の強制」の場面で1人が受ける被害の数が多いことが分かる。

また、表3は、複数の被害を受けている回答者が一定数存在することも示している。すなわち、「行為の強制」では18人が2種類以上の DaV 的被害を受けており、「口論で言い負かす」場面でも11人が2種類以上の被害を受けている。これは、たとえ個々の DaV 的行為が「1・2度」であっても、複数の場面でおされば、被害をさまざまな形で受けていることを示唆しているといえよう。

同じことは、場面を特定しないで尋ねた5種類の DaV 的被害の結果からも言える。ここでは5種類の被害のうち1人当たり何種類の DaV 的被害を受けているかを確認した。その結果、交際経験者95名に対して「被害なし」は61名 (64.2%)、1種類の被害だけ受けたのは15名 (15.8%) であっ

たのに対して、複数の被害を受けたと回答した回答者は19名 (20.0%) であった。このように、ここでも一定数の回答者が複数の被害を受けていたことが分かる。

次に、被害の反復性をみるために、「何度もあった」という回答について検討した。

まず、4種類の場面で一つの DaV 的被害を「何度も」受けていた回答者は8名 (8.4%) いた。一方、2つ以上の複数の被害を「何ども」受けたと回答した回答者は7名 (7.5%) であった。このうち、最も多様な被害を繰り返し受けていた1名は7種類の被害を受けていた。

一方、場面を限定しない5種類の DaV 的行為について試みる。ここでも、「何どもあった」ということがなかった回答者は79名 (83.2%) であったが、1種類の被害を「何ども」受けていた回答者は9名 (9.5%) でいた。さらに複数の被害を「何ども」を受けたと回答した回答者は7名 (7.4%) であった。

このように、4種類の場面では15.9%の回答者が、また場面を特定しない5種類の DaV 的行為

大学生におけるデート暴力の被害
 -被害の測度と発生状況に着目して-

では16.9%の回答者が「何度も」被害を受けていたことがわかるが、4種類の場面あるいは場面を特定しない形で尋ねた5種類の DaV 的被害をま

とめると、パートナーから何らかの被害を「何度も」受けた回答者は、最終的には22名(23.2%)であった。

表3 各場面で9種類の被害のうち「1・2度あった」または「何度もあった」という被害の数(0-9)とその回答者数(N=95)と1人当たりの被害数

被害内容	行為強制	交友	行動中止要請	言い負かす
9種類の被害のうち、 受けた被害数				
0	69人(72.6%)	81人(85.3%)	87人(91.6%)	83人(87.4%)
1	8(8.4)	7(7.4)	2(2.1)	1(1.1)
2	7(7.4)	4(4.2)	4(4.2)	6(6.3)
3	5(5.3)	0(0.0)	0(0.0)	4(4.2)
4	2(2.1)	1(1.1)	1(1.1)	1(1.1)
5	0(0.0)	1(1.1)	0(0.0)	0(0.0)
6	1(1.1)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)
7	1(1.1)	0(0.0)	1(1.1)	0(0.0)
8	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)	0(0.0)
9	2(2.1)	1(1.1)	0(0.0)	0(0.0)
一つでも被害があった 回答者数	26(27.4%)	14(14.7)	8(8.4)	12(12.6)
平均被害数	M=0.80 (sd=1.78)	0.35(1.19)	0.22(0.91)	0.31(0.85)
				()内は%

4) パートナーとの離別：

次に、こうした DaV 的被害が交際にどのように影響するかを、パートナーとの離別という形で確認した。

まず、パートナーと別れることを考えた頻度を尋ね、それを上記分析で見た「何度も被害にあった」22名（高被害群）と「1度もない」と「1・2度あった」をまとめた73名（低被害群）で比較した。その結果、図2に示したように、高被害群は68.2%が別れることを考えたことが「何度もあった」と回答したが、低被害群は32.9%であった ($\chi^2_{(2)}=9.554, p<0.01$)。すなわち、パートナーからの DaV 的的行為は相手に「別れる意思」を喚起したといえる。では、実際に別れたのかどうかを確認した。その結果、高被害群は90.9%が「別れた」のに対して低被害群で別れたのは79.5%であった。高被害群で別れなかったのは2名だけであったが、比率では有意差はなかった。

一方、被害の大きさを4場面の9種類の DaV 的被害と5種類の DaV 的被害について「1・2度あ

った」「何度もあった」とした被害の数の合計を被害の程度の測度として、離別の意思、最終的な離別の有無との関係を調べた。その結果、別れることを考えたことが「一度もなかった」離別意思なし群 (N=19)、「1・2度あった」離別意思弱群 (N=37)、「何度もあった」離別意思強群 (N=39) の3群で比較した。分散分析の結果、離別意思なし群の平均被害数は0.53 (sd=1.172)、離別意思弱群1.6(3.313)、離別意思強群は4.0(5.458)で、有意差が確認された ($F_{(2)}=5.692, p<0.01$)。Tukey の HSD による多重比較の結果、離別意思強群が他の2群より有意に被害が多かった (強-なし, $p<0.01$, 強-弱, $p<0.05$)。しかし、離別意思なし群と弱群では有意差はなかった。さらに、最終的に別れた「離別群」(N=78)と別れなかった「関係維持群」(N=17)を比較すると離別群の平均被害数は2.7(sd=4.610)、関係維持群の平均被害数は0.8(1.855)で、t-検定の結果、離別群の被害が有意に多かった ($t_{(64)}=2.816, p<0.01$) (図3)。

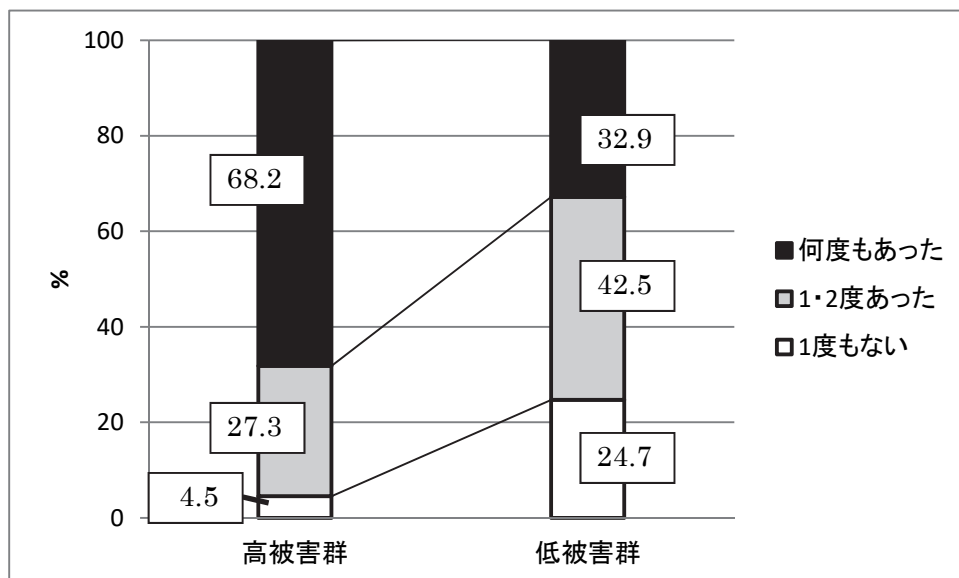


図2 DaV 被害状況によるパートナーと別れようと考えた回答者の比率

大学生におけるデート暴力の被害
—被害の測度と発生状況に着目して—

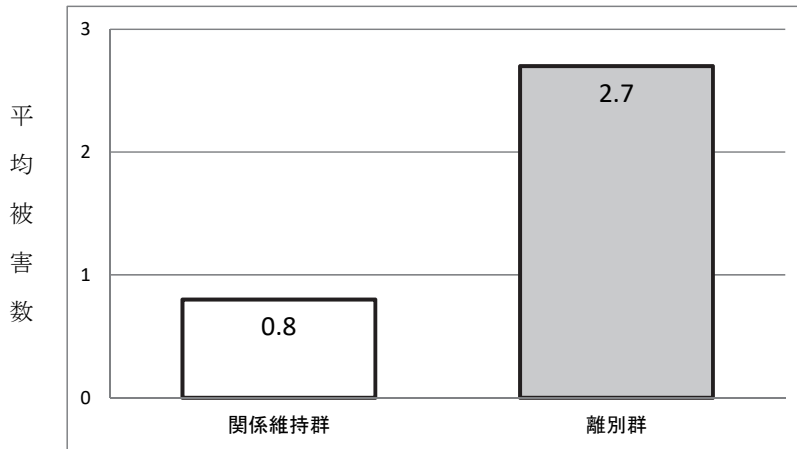


図3 最終的な離別状況による平均被害数の比較

5) デート暴力に関する知識：

最後に、デート・バイオレンスに関する知識について123人中64人(52.0%)が言葉も内容も知らないと回答した。内容は知らないが言葉は知っているという回答は24人(19.5%)であり、言葉も内容も知っていたのは35人(28.5%)であった。このように、過半数の回答者がデート暴力という言葉に対して「知らなかった」ことが明らかとなった。

4 討論

本研究では、近年、DV とならんで注目されつつある、交際相手からの暴力的被害、デート暴力(DaV)について、その被害状況を女子大学生を対象に調査した。先行研究は近年多くなされているが、その指標について問題点を指摘し、それを補う形で実態調査を行うことが本研究の目的であった。

まず、従来の研究と同じように、DaV 的被害の発生状況を個々の行動別に分析してみた。その結果、「1・2度あった」を含めて発生状況を場面別に、あるいは場面を特定せずに分析した場合には、最も発生率が高かったのは「携帯電話やメールの通信内容を教えるように強制されるか、男性のアドレスを消すように言われる」という「メールの統制」で、24.2%の回答者が「あった」と回答した。この数値は、大学生を対象とした李と塚

本(2005)、良と小堀(2013)、また高校生を対象とした山田と山田(2010)、高校生と大学生の双方を対象とした横浜市民活力推進局の調査(2008)で得られている20%前後の被害率とほぼ一致する。次いで高い被害率であったのは、「嫌がるのに、無理やり性行為をされた」という内容の「強制的性行為」の被害率と「喧嘩したときに、あなたに原因があると言葉や暴力で責められ、怖い思いをした」という内容の「暴力的非難」であり、いずれも17.9%であった。まず、「強制的性行為」についての先行研究では、多くが4-9%の被害率であり(李と塚本, 2005; 山田と山田, 2010; 良と小堀, 2013)、10%以上の被害率は横浜市民活力推進局(2008)の11.6%、小泉と吉武(2008)と西村(2013)の11.9%であり、本研究の17.9%はこれらよりも高いといえよう。本研究の被害率が高くなった理由は不明であるが、ひとつに、本研究も含めた多くの調査が「性行為」という語を用いており、その内容がどういったものかの解釈は回答者にゆだねられていることがあるかもしれない。性行為は性交というニュアンスが強いが、キスや身体接触も含む解釈がされる可能性は否定できない。したがって、それらと区別するためには「キスや身体を触ったり、抱きつく」などの性的行為に関する質問項目を別に立てておくのが良いかもしれない(小泉と吉武, 2008)。一方、「暴力的非難」

については、本研究のように「喧嘩したとき」という限定をつけたものはないが、「大声で怒鳴る」という項目で尋ねた研究では17.1-24.8%であり（小泉と吉武，2008；横浜市市民活力推進局，2008；西村，2013など），本研究での被害率はやや低めであるが従来の研究に近い。言語的侮蔑は5.3%であり，小泉と吉武(2008)の14.7%に比較して低い，質問内容がかなり異なるので比較は難しい。

このように，DaV 調査では質問の仕方が統一されていないものも多く，単純な比較は難しい。今後の研究において，統一的な質問の構成が急務といえる（赤澤，2016）。とはいえ，メールや他の男性との社会的交流などはいずれの調査でも20%前後の被害率であり，本研究も含めてかなり起きやすい行為といえる。しかし，既に述べたように，このような行為の「暴力性」の評価は高くない。したがって，こうした行為を DaV の研究で強調するのには疑問が残る。むしろ，社会心理学的にも，犯罪心理学的にも暴力概念が適用される性的被害や身体的暴力の被害率の高さに注目すべきかもしれない。

一方，4種類の場面での被害率は「1・2度あった」を含めても「望まない行為の強制」場面を除いては高くない。会話拒否や言語的脅迫のような言語的暴力は若干の被害も認められるが，こうした行為も「行為強制」で相対的に多く生じている。本研究では，DaV が起きやすい場面としてこれら4種類の場面を想定したが，それは，加害者が被害者を支配，コントロールしようとする場面であり，加害者に被害者が抵抗ないしは自立性を示そうとする場面である。PV(DV)加害者の要因として Bancroft(2002)は①所有意識，すなわち女性支配が根本であり，②ダブル・スタンダードを生み出す特権意識，③相手のモノ化を可能にする相手のコントロール欲求があるとしている。これらに小西(2001)は，幼兒的わがまま（自己愛的），暴力への無自覚，共感性の欠如，伝統的性役割観などを加えて論じている。本研究の設定した場面もこれらに対応すると考えられる。その意味では，

「行為強制」以外では被害率が高くなかったのは予想に反する結果であった。しかし，わが国の大学生の交際ではそこまで男性パートナーが女性を支配することがないことを示唆しているのかもしれない。したがって，わが国の大学生パートナー間で問題となるのは，男性が女性を「意のままにしようとする」場合であり，その際に暴力が用いられるのかもしれない。この点は，より多様な場面を設定して尋ねるか，場面を設定せずに尋ねたうえで，どのような場面・状況で暴力が振るわれたかを尋ねるのが妥当かもしれない。今後の検討課題である。とくに，被害率が場面を設定しない質問で被害率が高い本研究結果を考えると，今後，研究方法を検討する必要がある。

本研究は DaV 測度として，反復性と多様性も加味する必要があることを指摘した。まず，反復する被害を問題とすべきという立場から単発性の被害ではなく「何度もあった」被害を検討対象とすべきとした。これは，被害の「激しさ」「重篤性」があまり低くない言語的な侮蔑や威嚇，会話拒否などは1度の被害を重篤視することで，被害の過大評価が起きる危険性を考慮したためである。その結果，「何度もあった」という被害の発生率をみたが，場面ごとにみた被害では「行為強制」場面での発生率が8.5%であった他は低い率であった。しかし，「メール統制」の被害が「何度もあった」回答者の%は11.6%と一定数存在することが分かる。また，「暴力的非難」も「強制的性行為」は6.3%と高くはないものの一定数存在した。これは類似した被害が「よくあった」比率を調べた西村(2013)と対応する。その意味ではこの程度の DaV が女子大学生に対して行われているとみなすこともできるが，李と塚本(2005)では強制的性行為の被害が「何度もあった」比率は1.8%で，調査間の差も認められる。

また，本研究では，いずれかの被害が「何度もあった」と回答した回答者の比率を検討したが，それによると23.2%の回答者が一つまたは複数の被害が「何度もあった」と回答していた。これは，頻度ということを加味していることから，たとえ

個々の被害が「軽度」であっても「暴力的」被害を受けている、または、パートナーとの関係に「暴力的」な面が含まれていることを示唆しており、DaV に内容的にも合致する。そして、そうした被害率が23.2%であるということは、本研究の回答者の5人に1人が DaV 被害を受けていることとなり、重大な意味を持つことになる。換言すれば、個別の被害率を用いるより、被害を全体的に捉える方が、実態をよりよく反映することを示唆している。

ところで、強制的性行為という意味での DaV を検討した場合、本研究結果は興味深い問題を示唆している。通常、女子学生のレイプ被害率は4.1%(内山, 及川, 加門, 1998), 3.2%(小西, 名嘉, 和氣, 石津, 2000), 3.4%(岩崎, 2000)であり、本研究や西村の被害率よりも低い。未遂は小西ら(2000)も岩崎(2000)も8%前後であり、本研究での性行為が未遂も含めたものか不明であるという留保条件が付くものの、本研究と西村の6%程度とレイプ研究の3%程度の差は注目する価値がある。これについては次のような可能性が考えられる。すなわち、この差は、親しい相手とくにパートナーからの被害は「レイプ」という認識が弱い(Mills & Granoff, 1992; 小俣, 1997)ということを反映した結果である可能性を示唆しているのかもしれない。とくに、Mills & Granoff(1992)はこうした傾向が日本人女性では強い可能性を指摘しているが、本研究での被害者が自らが経験したパートナーからの強制的な性行為をレイプとみる認識を持っていないとすれば、同じ回答者にレイプ被害の有無を尋ねた時、その被害率は低くなることも考えられる。

一方、本研究では同一女性が多様な被害を受けている可能性を指摘し、複数の DaV 行為の被害を受けている比率についても検討した。その結果、2種類以上の被害を受けていた回答者は「行為強制」場面では19.0%であった。「口論で言い負かす」場面でも11.5%の回答者が2種類以上の被害を経験していた。こうした数値は、被害者単位で被害の全体像を捉える方が被害の実態をより捉え

ることになる可能性を示唆しているといえよう。

さらに、本研究は「何度も被害を受けている」回答者はパートナーと別れることをより頻繁に考えていたし、被害が大きいほど実際に分かれるようになったことを明らかにした。その意味では、本研究の DaV 的被害の被害者は被害に対して対応を十分考えていたといえよう。また、このことは被害が交際に与える悪影響を明確にしたといえよう。

最後に、デイトリング・バイオレンス(デート暴力)に関する知識について尋ねた結果は、過半数(52.0%)が言葉も意味も知らないというものであった。これは横浜市市民活力推進局の調査(2008)の66.1%(女子大学生の結果)よりも低く、良と小堀(2013)の55%とほぼ同程度である。本研究では一般に用いられている「デート DV」という語は用いなかったが、それでも先行研究よりも知識は高いか同程度であった。とはいえ、近年の社会的関心を考えるとまだ低いといわざるを得ない。教育の現場で被害についての教育と防止策の教育の必要性を示しているといえよう。

本研究は女子大学生を対象に調査を行ったが、既に論じてきたように、先行研究との比較を考えるとであれば、今後は質問項目の統一が必要であることを示している。また、本研究は2大学での100名程度の調査である。したがって、ここで得られた結果を、より大きなサンプル、また大学生に限定しない形での多様なサンプルを用いて確認する必要がある。今後の課題として指摘しておく。

注1) 通常、デート暴力は、わが国での多くの研究ではデート DV と呼ばれ(e.g., 野坂, 2010; 井ノ崎・上野・松並・青野・赤澤, 2012; 笹竹, 2014; 須賀, 2015), 政府(e.g., 内閣府男女共同参画局, 2015; 政府広報オンライン, 2014)や自治体の広報(e.g., 横浜市市民活力推進局, 2008; 高崎市ホームページ, 2014)でもその呼称が用いられている。しかし、そもそも DV が domestic violence を意味するのであれば、「恋人間での」

あるいは「交際相手からの」暴力的行為に対して domestic の語を用いることは不適切であろう(荒井, 2016)。したがって, 本研究ではデート DV の語は用いず, デート暴力(以下では dating Violence の略語として山田と山田(2010)に倣って DaV と表記)の語を用いる。

一方, DaV に含まれる行為をみると, 本文で議論するように, バイオレンス・暴力という語を用いることの妥当性に疑問が生じる行動も含まれている。そういった行為までも含むのであれば, 「暴力」よりは「虐待」的行為, 支配的行為としてとらえる方が妥当と考えられる。こうした理由から, 本研究では PV に含まれる「暴力」の範囲を身体的暴力, 性的暴力とし, 平手打ちや物の破壊, 侮蔑や脅迫のような言語的表現を「攻撃」とする。さらに, お金を払わせる, 生活資金を与えないなどの経済的行為を「経済的強制」, 監視や交際の制約を「社会的強制」とする。しかし, 先行研究との関連からこうした行為についても発生状況を測定する。したがって, これら社会心理学的には暴力に含まれない加害行為と DaV も含めた諸行為をここでは DaV と区別する意味で DaV 「的」行為としておく。

注2) 今回の調査ではこのほかにパートナーの人物評価に関する質問も行ったが, 回答が不十分であったため, 今回の分析から外した。また, DaV, DaV 関連行動の許容度についての質問10項目も含めていたが, 用いた加害行為に対する許容度が低い値に偏っていたため, 今回は分析項目から除いた。性役割に関する項目も被害と明確な関係が認められなかったことと, 頁数の都合から, 本論文からは除いた。

文献

Adler, F., Mueller, G. O. W., & Laufer, W. S.

(2004) *Criminology*. (5th Ed.) New York:

McGraw-Hill.

赤澤淳子 (2016) 国内におけるデート DV 研究の

レビューと今後の課題. 福山大学人間文化学部紀要, 16, 128-146.

赤澤淳子・井ノ崎敦子・上野淳子・松並知子・青野篤子 (2011) 衡平性の認知とデート DV との関連. 仁愛大学研究紀要, 10, 11-23.

荒井崇史 (2016) デート暴力. 日本犯罪心理学会 (編), 犯罪心理学事典. 丸善出版, 166-167.

Bancroft, L. (2002) *Why Does He Do That?: Inside the Minds of Angry and Controlling Men*. New York: Berkley Books.

深澤優子・西田公昭・浦光博 (2003) 親密な関係における暴力の分類と促進要因の検討. 対人心理学研究, 3, 85-91.

Gedatus, G. (2000) *Date and Acquaintance Rape*. Minnesota: Capstone Press.

Heitmeyer, W., and Hagan, J. (2003) Violence: The Difficulties of a Systematic International Review. In Heitmeyer, W. and Hagan, J. (Eds.) *International Handbook of Violence Research*, vol. 1, London: Kluwer Academic Press, 3-12.

Imbush, P. (2003) The Concept of Violence. In Heitmeyer, W. and Hagan, J. (Eds.) *International Handbook of Violence Research*, vol. 1, London: Kluwer Academic Press, 13-40.

井ノ崎敦子・上野淳子・松並知子・青野篤子・赤澤淳子 (2012) 大学生におけるデート DV 加害および被害経験と愛着との関連. 学校危機とメンタルケア, 4, 49-64.

岩崎直子 (2000) 日本の男女学生における性的被害-date/acquaintance rape の経験および被害者にとっての“重要な他者”としての経験. こころの健康, 15, 52-61.

小西聖子 (2001) ドメスティック・バイオレンス. 白水社.

小西吉呂・名嘉幸一・和氣則江・石津宏 (2000) 大学生の性被害に関する調査報告-警察への通報および求められる援助の分析を中心に-. こころの健康, 15, 62-71.

Krahé, B. (2001) *The Social Psychology of*

- Aggression*. East Sussex: Psychology Press.
- 草薙和之 (2004) DV 加害男性への心理臨床の試み-脱暴力プログラムの新展開-. 新水社.
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (改正後) (2014)
- Langhinrichsen-Rohling, J. (2010) Controversies Involving Gender and Intimate Partner Violence in the United States. *Sex Roles*, 62, 179-193.
- 松野真・秋山胖 (2009) 若年層における特定異性間の暴力に関する研究. 生活科学研究, 31, 117-128.
- Mills, C. S., and Granoff, B. J. (1992) Date and Acquaintance Rape among a Sample of College Students. *Social Work*, 37, 504-509.
- Morinaga Y., Frieze, I. H., Li, M., Aono, A., You, Yuh-Huey, and Kasai, M. (2011) Dating Violence of College Students in Japan, Taiwan and the United States: A Cross-cultural Comparison. 神戸女学院論集, 58, 101-111.
- 内閣府男女共同参画局, (2012)男女間における暴力に関する調査 平成24年度.
- 内閣府男女共同参画局, (2015)男女間における暴力に関する調査 平成27年度.
- 日本 DV 防止・情報センター (2007) デート DV ってなに? Q & A. 解放出版社.
- 西村愛里 (2013) 大学生のデート DV の実態 (1)-沖縄大学大学生へのアンケート調査における被害・加害の実態-. 地域研究, 12, 57-73.
- 野坂祐子 (2010) デート DV の被害・加害への介入支援. 臨床精神医学, 39, 281-286.
- 大淵憲一 (2001) 暴力の心理過程とパーソナリティ. 犯罪と非行, 130, 5-26.
- 小俣謙二 (1997) セクシュアル・ハラスメントに関する女子短大生の被害と態度. 学校保健研究, 39, 423-431.
- Ross, J. M., and Babcock, J. C. (2010) Gender and Intimate Partner Violence in the United States: Confronting the Controversies. *Sex Roles*, 62, 194-200.
- 佐々木輝美 (1996) メディアと暴力. 勁草書房.
- 笹竹英穂 (2014) 大学生の心理的デート DV の被害経験の実態及び被害の認識の性差. 学生相談研究, 35, 56-69.
- 政府広報オンライン (2014) <http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201411/1.html>
- 須賀朋子 (2015) ドメスティック・バイオレンス, デート DV 調査からの考察. 国立茨城工業高等専門学校研究紀要, 50, 1-5.
- 高崎市ホームページ (2014) <http://www.city.takasaki.gunma.jp/docs/2014011700901/> (平成29年3月1日)
- 瀧田信之 (2009) それ, 恋愛じゃなくて DV です. WAVE 出版.
- 内山絢子・及川里子・加門博子 (1998) 高校生・大学生の性被害の経験. 科学警察研究所報告防犯少年編, 39, 32-43.
- 上野淳子 (2014) デート DV 研究の問題点. 四天王寺大学紀要, 67, 195-205.
- 良 香織, 小堀 尋香. デート DV の現状と課題-大学生を対象とした調査から. 宇都宮大学教育学部紀要, 63, 211-219, 2013.
- Walsh, A., and Ellis, L. (2006) *Criminology: An Interdisciplinary Approach*. Thousand Oaks: SAGE Publications.
- 山田典子・山田真司 (2010) 高校生の Dating violence の特性と課題. 母性衛生, 51, 311-319.
- 横浜市市民活力推進局 (2008) <http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201411/1.html>. (平成29年3月1日)